

07 財務省 非予算(特区・地域再生 検討要請回答).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府県庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府庁
0720010	地元産巨峰で生産したワイン販売要件の緩和	酒税法第9条第2項、第10条第9項	酒税法では、酒類の販売をしようとする者は、販売場ごとにその販売場所の地の酒類販売業者の免許を要するなければならないとされている。		時津町産巨峰の生産拡大及び販売促進と後継者育成のため、時津町産巨峰で生産したワイン一歩留所地の酒類販売業者の免許を要しないこととする。巨峰生産者の農園等でも販売出来るよう、販売免許要件の緩和を要する。	巨峰生産者が地元産巨峰で生産したワイン販売をすることにより、巨峰の生産拡大及び販売促進と後継者の育成を目指す。 具体的には、酒税法の罰則で制約がかけられている生産者が、期間限定で販売免許を取扱し、産地ワイン等を販売することにより、消費者の声を反映した巨峰の販売促進と生産の拡大を図り、休耕地の削減と後継者の育成に繋げる。 提案理由: 時津町産巨峰を原料に醸造したワインを販売するにあたって、現在、販売免許もっている酒店等とおして行っているが、巨峰生産者の農園等で巨峰を販売する際、ワイン販売についても多くの消費者からのニーズが高いため、巨峰を販売する期間に限り、巨峰生産者の販売免許の取得について、緩和措置を希望している。 本措置により、巨峰の販売促進及び生産拡大が期待され、生産性が向上することにより、現在、農業で問題化されている休耕地の解消及び後継者の育成にもつながっていく。	D		酒税は、酒類の製造者を納税義務者としており、製造場から移出された時点で課税されているが、その負担は最終的に消費者に転嫁される仕組みとなっている。このため、販売代金の確実な回収と税負担の消費者への円滑な転嫁を確保する観点から、酒類販売業者についても免許を課税している。 臨時に販売免許を授け、酒類の販売をしようとするときには、現状において期間付酒類小売免許を受け、酒類の販売を行うことも可能であるから、税務署に個別に相談されたい。	1007010	時津町産巨峰ワイン研究会	長崎県	財務省	
0720020	自家製梅酒の消費基準の緩和	酒税法第43条	酒税法では、酒類に他の物品を混和した場合において、混和後のものが酒類であるときは、一定の場合を除く、額として酒類を製造したもののみとなっている。ただし、酒類の消費者が自ら消費するたに、一定の酒類に他の一定の物品を混和する場合は、酒類の製造とはみなさない。		自家製梅酒については、消費者が自ら消費する場合のみ、その製造が認められているが(製造免許不要)、特区において生産される地域の特産品(梅)を使用し、かつ特区内において地方公共団体が主催するイベント等で無料で振る舞う場合のみ、不特定多数への提供を可能とする。	和歌山県みなべ町は、梅のブランド「紀州みなべの南高梅」誕生の地であり、日本一の梅の産地であることから、広く家庭で自家製梅酒を楽しむ。 また、平成20年7月9日付けで「紀州みなべ梅酒特区」に認定されたことを機に、青梅の消費拡大と地域活性化を図るため、町では特設制度を活用した町民の取組みを支援する一方、みなべ町産の青梅の優れた自家製梅酒を持ち寄った「手作り梅酒コンクール」を企画している。 コンクールの概要は、①みなべ町産の青梅を使った自家製梅酒を全国から募集、②送付又かは郵送で自家製梅酒を審査員が大人、従事者等の地位を決定後、試飲を希望する自家製梅酒にふるまう、といったものである。 自家製梅酒を自宅以外の場所に持ち寄って不特定多数の人の観る際については、無料であっても酒税により課税されているが、みなべ町で生産された特産品である青梅を使用した自家製梅酒については、その特産品の使用が促進できる場合に限り、特区内(みなべ町)においてのみ可能としたい。 町としては、広このイベントを全国に届けることで、「紀州みなべの南高梅」誕生の地をアピールし、交流人口の拡大と青梅の消費拡大に努める考えである。 なお、青梅がみなべ町産であることを確認は、生産者が発行する認定シールを自家製梅酒の容器に添付することで行う。	C	—	本提案は、「特区、地域再生、規制改革集中受付」募集要項の留意事項における「単に税財源措置の便を図る求めるものに該当するため、今回の募集に際してホームページに明示されているとおり、検討の対象とはならないものである。	1011010	みなべ町	和歌山県	財務省	
0720030	自家製リキュールの数量制限の緩和	酒税特別措置法第87条の8	酒税特別措置法では、酒場、料理店その他酒類を専ら自己の営業場において飲用に供することを業とする者がある、その営業場において飲用に供するため、その営業場において高麗酒類と他の物品(酒類を除く)との混和をする場合には、一定の条件の下、酒税法のみならず製造の規定(酒税法第3条)を適用しない特例を設けている。ただし、本特例の適用を受ける混和は、混和する高麗酒類の数量が営業場ごとに年間(4月1日から翌年3月31日まで)1キロリットルを超えない範囲内で行うものに限定されている。		酒類を飲用に有償提供している営業者は、自家製のリキュール(梅酒等)を、年間1キロリットルの数量制限なしに自由に有償提供できるようにする。	特例措置により、温泉等観光施設のある山間地域における宿泊・飲食業者が、自家製のリキュール(梅酒等)を有償に自由に提供することが可能になり、お客様に特長あるおもてなしができて、併せて本利の山の幸を利用した差別化が可能になる。これにより、新たな観光客の誘致、地域の魅力向上による活性化が図れる。 また、この措置を全国に広げれば、従来地域に限定されていたリキュール(梅酒等)が、その特長を超えて広がり、未利用動物の再評価や、新たな自然とのふれあい促進、資育や過疎地域の再評価にもつながる可能性がある。	C	—	本提案は、「特区、地域再生、規制改革集中受付」募集要項の留意事項における「単に税財源措置の便を図る求めるものに該当するため、今回の募集に際してホームページに明示されているとおり、検討の対象とはならないものである。	1039010	個人	群馬県	財務省	
0720040	中山間地域総合整備事業により整備した施設の目的外使用	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条	補助金事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産(不動産等)の目的外使用は、補助金等適正化法第22条の規定により、各省各庁の長の承認があれば可能となっている。また、補助金として貸付した、政令で定める場合は、貸付処分の制限を適用しない旨を規定しており、これを要して同法施行令第14条において、補償金相対額(国庫納付された場合又は当該財産の前年取組等を勘案して各省各庁の長が定める期間を過ぎた場合が財産処分の制限を適用しない場合として定められている。		中山間地域総合整備事業により整備した農業・農村の活性化を図るための活性化施設(長崎県等活性化センター(四季彩館))を目的外使用が認められ、農業者等の常設販売場として認めたい。	本地域は、大村湾に面して西彼半島の基部から東部にかけて位置し、大村湾と緑なす山々に抱かれた自然に恵まれた環境にあり、長湯すいかやハウスみかん、アスパラガス栽培など、農業を主要産業としている。 等活活性化センター「四季彩館」は、平成元年に旧尋常町が設置した「等活農業農村活性化推進協議会」にて活用方針などについて協議がなされ、活性化センター内に販売所を備えた複合的な施設として当初計画がなされていたが、平成10年に中山間地域総合整備事業実施要綱の改正により実現することが出来ず、本地域の農業者を中心とした研修、查会の施設として、平成15年3月に長崎県が事業主体となって整備し、地域の活性化拠点としてオープンした。 「フ」当初より一定の利用者はあるものの、さらなる利用増加に向けた協議がなされたが有効な活用方法が見えず、平成18年1月に長崎市との合併がなされ、新長崎市において「長崎市第三次総合計画」に当該施設を「農業生産型の維持と確保による収益性の高い農業の振興」、「農業者の生産者と消費者との交流促進」として位置付け、本施設についても、長崎市中心部と佐世保市を結ぶ主要道路である国道200号の中間地点に位置することから、等活地区のみならず長崎市北部の農業の拠点として活用することとしている。 さらに、平成19年4月に地産地消、農業者、行政などの関係機関を中心に「四季彩館活用推進協議会」を設置し、利用の向上及び機能の強化について検討を進め、結果、従来の活用に加え、常設販売場の用途を併せ持つことにより、新たに都市部と農村部の交流拠点として、多種多様な活用による集客及び利用率の向上、地域の活性化を図れることから、今回提案を行うものである。	D		補助金等により取得した財産の補助目的外への転用については、補助金等適正化法第22条に規定する各省各庁の長の承認を受けた場合、又は、補助金等適正化法施行令第14条で定める解除要件に該当する場合には転用が可能である。 なお、各省各庁の長の承認については、補助金等適正化法中央連絡協議会決定(平成20年4月10日)により、概ね10年を経過した地方公共団体の補助対象財産は補助目的を達成したものとみなし、従前報告等をもって国の承認があったもののみならず包括承認制度を導入するとし、承認の際にも、用途や譲渡先等について、差別的な取扱いをしないこと及び国庫納付は求めないこと(但し、有償の譲渡・買付の場合には、国庫納付等の必要最小限の条件を付することができる。また、概ね10年を経過であっても、補助金業者等の間に争奪することのできる事由による財産処分や、市町村合併、地域再生等の施策に伴う財産処分については、概ね10年を経過した財産処分の場合と同様の取扱いをすることなど)と定める弾力性を図っている。	1044010	長崎市	長崎県	財務省 長崎水産省	
0720050	焼酎等製造免許の取扱いの緩和	酒税法第10条第11号 酒税法及び酒類行政関係等関係法第10条第11号関係の2	酒税法では、酒類の製造をしようとする者は、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、酒類の製造免許の取得を要するが、製造場ごとに、酒類の品目別に、製造場ごとに、酒類の製造免許の取得を要しない旨を規定している。		焼酎等の製造免許は、酒類の保全上酒類の需給の均衡を維持する必要があるため、製造免許の付与等に緩和があるが、これを緩和し、新規免許の取得を認める。	昨年、岩崎川の水質浄化を目的として、2基の柱上に設置したサトウキビ等(サトウキビ、スイートルン)を200kgの収穫し、電熱ロールで20リットルの純汗を糟度20度まで蒸した。蒸餾液等を委託製造すべく、奄美大島や地元の酒造メーカーに打診したところ、規制により製造できないとの回答を受けた。泳げる霞ヶ浦を実現すべく、平成元年以来、NPOメンバーとして活動を行い、堂上への陳情や議員への取組を進め、国庫納付等による収益性の高い農業の振興、「農業者の生産者と消費者との交流促進」として位置付け、本施設についても、長崎市中心部と佐世保市を結ぶ主要道路である国道200号の中間地点に位置することから、等活地区のみならず長崎市北部の農業の拠点として活用することとしている。 さらに、平成19年4月に地産地消、農業者、行政などの関係機関を中心に「四季彩館活用推進協議会」を設置し、利用の向上及び機能の強化について検討を進め、結果、従来の活用に加え、常設販売場の用途を併せ持つことにより、新たに都市部と農村部の交流拠点として、多種多様な活用による集客及び利用率の向上、地域の活性化を図れることから、今回提案を行うものである。	D		黒糖は、酒類の製造者を納税義務者としており、製造場から移出された時点で課税されているが、その負担は最終的に消費者に転嫁される仕組みとなっている。このため、販売代金の確実な回収と税負担の消費者への円滑な転嫁を確保する観点から、酒類販売業者についても免許を課税している。 臨時に販売免許を授け、酒類の販売をしようとするときには、現状において期間付酒類小売免許を受け、酒類の販売を行うことも可能であるから、税務署に個別に相談されたい。	1089020	NPO霞ヶ浦浄化推進	茨城県	財務省	